

商品名(愛称)	市場金利連動型定期積金「スーパー積金」
販売対象	個人および法人
期間	6か月、1年、2年、3年、4年、5年
預入	1. 預入方法 証書表面記載の払込日に掛金を払込 2. 預入金額 1,000円以上 3. 預入単位 1,000円単位
払戻方法	満期日以後に給付契約金を支払います。
利息	1. 適用金利 ご契約期間に応じ、「3年未満」と「3年以上」の2段階金利設定となります。 預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 2. 利払頻度 満期日以後に一括して支払います。 3. 計算方法 表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
税金	2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	当座預金、普通預金から自動振替による掛込ができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合、または契約期間中に表面記載の掛金総額に達しない場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、以下の利率により計算した利息とともに払い戻します。 初回払込日からの期間が12か月未満のもの…… 解約日の普通預金利率 初回払込日からの期間が12か月以上のもの…… 表面記載の利回×60%(小数点第3位以下切り捨て)
重要事項	この預金は預金保険の対象となります。 ※当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本1千万円までとその利息等が保護対象となります。
その他参考となる事項	・満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは、掛金残高相当額に、満期日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率を適用します。 ・掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回に準じて満期日に支払います。(この場合、先払日数90日以上のものに限ります。) ・掛金の払込が遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。繰延しない場合は、約定利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先: 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109または03-5252-3772